

「コンピュータの記録と台帳等との突合せ」に係る検討状況について

1 基本的な考え方

コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せについては、全ての年金受給者及び加入者への「ねんきん特別便」の送付による記録確認の状況等を見つつ、「年金記録適正化実施工程表」に沿って、計画的・効率的に進める。

2 検討状況

(1) 国民年金の特殊台帳等の記録

「年金記録適正化実施工程表」に沿って、平成20年度において、国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録との突合せを実施する。(別添1参照)

(2) 市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録

国民年金の特殊台帳に係る突合せを同時に実施する場合、同じ内容の記録について複数の突合せを同時に実施することになり、作業が輻輳することから、平成20年度は具体的な実施方法の検討や、システム開発等の準備作業を行う。

(3) 厚生年金の被保険者名簿等の記録

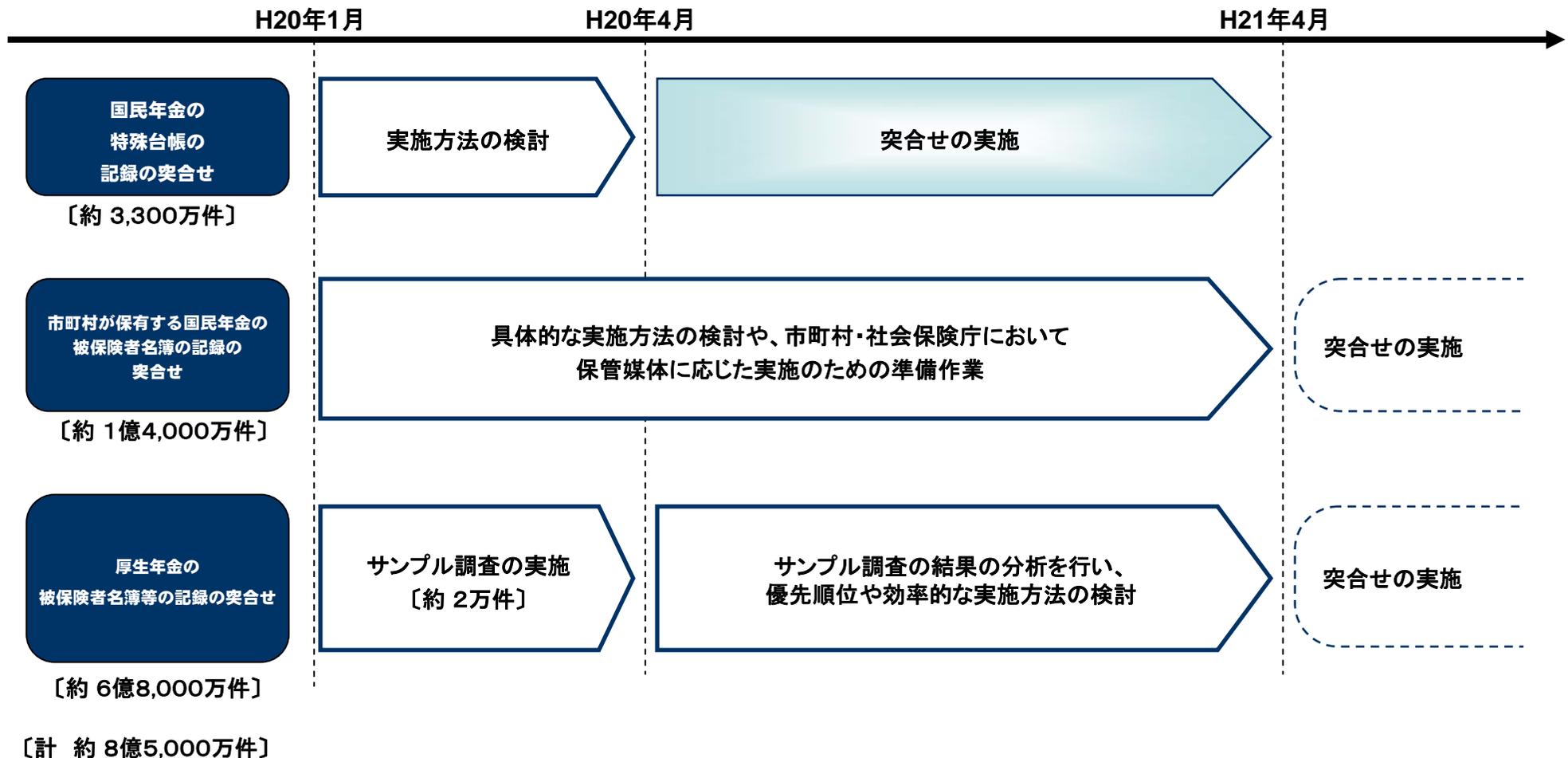
今年度中にサンプル調査を行い、平成20年度にその結果を分析して、優先順位や効率的な実施方法の検討等の準備作業を行う。(サンプル調査の概要は別添2参照)

コンピュータの記録と台帳等との突合せについて

(参考 1)

20年度においては、

- ① 複雑で特殊な記録で優先度の高い国民年金特殊台帳に係る突合せを実施するとともに、
- ② 市町村の国民年金被保険者名簿及び厚生年金の被保険者名簿等について、突合せの準備作業に着手することとしている。



(参考2)

厚生年金保険等及び国民年金の台帳等の保管状況について

保管場所	媒体	台帳の名称	件数
社会保険事務所	マイクロフィルム	国民年金の被保険者台帳	約 3,100 万件
	マイクロフィルム	厚生年金保険の被保険者台帳	約 39,000 万件
	マイクロフィルム	船員保険の被保険者名簿	約 900 万件
		小 計	約 43,000 万件 A
	紙	国民年金の被保険者台帳	約 200 万件
	紙	厚生年金保険の被保険者台帳	約 25,400 万件
	紙	船員保険の被保険者名簿	約 500 万件
		小 計	約 26,100 万件 B
	紙、マイクロフィルム、磁気媒体	国民年金被保険者名簿 ※ 市町村から社会保険事務所に移管し、保管している件数	約 180 万件 C
市町村	紙、マイクロフィルム、磁気媒体	国民年金被保険者名簿	約 13,500 万件 D
社会保険業務センター	マイクロフィルム	厚生年金保険旧台帳等	約 1,800 万件 E
単純合計			約 85,000 万件 G (A~E)

国民年金の特殊台帳等の記録の突合せ作業の実施について

1 実施概要

(1) 対象となる件数

各社会保険事務所が保管する国民年金の特殊台帳等の記録について、すべてオンライン記録との突合せを実施する。

マイクロフィルム	約 3, 138 万件
紙の台帳	約 166 万件
合計	約 3, 304 万件

(2) 実施体制

① 第1次審査

社会保険業務センターにおいて、派遣職員等を活用し、第1次審査（特殊台帳等の記録と現時点におけるオンライン記録との突合せ）を実施する。

② 第2次審査

各社会保険事務局において、職員が、第2次審査（第1次審査で「不一致」となった記録について、オンライン記録入力時点における記録との突合せ）を実施する。

③ 記録補正

各社会保険事務所等において、必要に応じて実施する。

(3) 実施期間

平成20年4月から平成21年3月まで（準備から記録補正までを実施）。

2 実施方法

具体的な実施方法は、以下のとおり。

(1) マイクロフィルムの印字出力及び紙の台帳の写し

① マイクロフィルムの印字出力については、業務委託により行う。

② 紙の台帳については、各社会保険事務所から写しを送付させる。

(2) 第1次審査

以下の作業を社会保険業務センターにおいて、実施する。

- ① 窓口装置からオンライン記録の印字出力
- ② マイクロフィルム（又は紙）とオンライン記録の突合せ

確認項目は、氏名、生年月日、性別、資格記録（得喪年月日）、納付記録（納付、免除、未納）とする。

- ③ 審査結果の確認及び進捗管理

審査結果の確認を行い、一致・不一致分の件数を取りまとめ、不一致分については、該当の社会保険事務局へ確認依頼を行う。

(3) 第2次審査

以下の作業を各社会保険事務局において、実施する。

- ① 不一致分の記録の審査

第1次審査により不一致とされた記録については、窓口装置から、オンライン化以降に資格記録の訂正や追納処理が行われていないか等、オンライン記録の変更履歴を確認した上で、再度、審査を行う。

- ② 記録補正分の確認及び進捗管理

第2次審査の結果により、記録補正が必要なものは、該当の社会保険事務所において補正を行う。

(4) 記録補正

以下の作業を各社会保険事務所等において、実施する。

- ① 記録補正

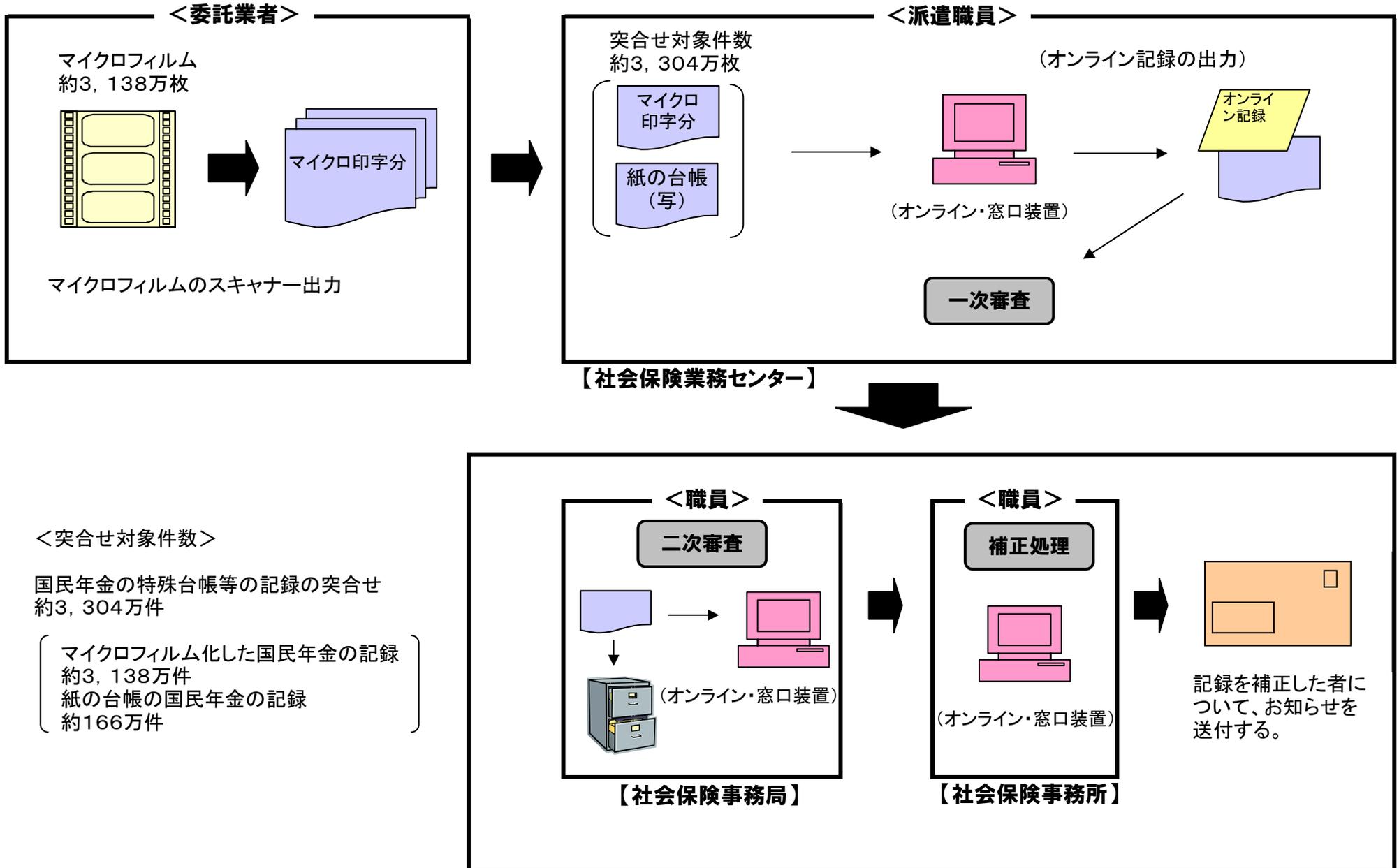
第2次審査の結果、補正が必要な記録については、窓口装置からオンライン記録の補正を行う。

- ② 本人へのお知らせ

社会保険事務所等で記録を補正した者について、適宜、お知らせを送付する。

当該者が既に年金受給者である場合は、裁定変更の手続きも併せてお知らせする。

国民年金の特殊台帳等の記録の突合せ作業の実施手順について



都道府県別突合せ対象件数表

都道府県名	マイクロフィルムの件数	紙の台帳の件数	合計件数
北海道	1,492,300	1,600	1,493,900
青森	308,600	0	308,600
岩手	368,800	300	369,100
宮城	821,300	1,100	822,400
秋田	345,800	2,700	348,500
山形	577,700	0	577,700
福島	776,900	0	776,900
茨城	738,300	176,600	914,900
栃木	615,800	0	615,800
群馬	412,800	80,300	493,100
埼玉	1,485,300	0	1,485,300
新潟	824,600	153,100	977,700
長野	763,100	0	763,100
千葉	1,162,700	400	1,163,100
東京	958,600	0	958,600
神奈川	2,045,700	2,200	2,047,900
山梨	233,500	192,100	425,600
富山	299,200	0	299,200
石川	255,800	33,000	288,800
福井	239,700	0	239,700
岐阜	487,400	7,700	495,100
静岡	599,200	200	599,400
愛知	1,878,100	184,100	2,062,200
三重	431,000	32,800	463,800
滋賀	229,100	400	229,500
京都	1,828,000	55,200	1,883,200
大阪	2,137,600	0	2,137,600
奈良	253,700	98,300	352,000
和歌山	297,900	0	297,900
兵庫	1,467,900	0	1,467,900
鳥取	174,200	24,700	198,900
島根	188,800	0	188,800
岡山	577,800	0	577,800
広島	570,900	105,000	675,900
山口	349,300	73,000	422,300
徳島	184,500	119,900	304,400
香川	271,400	250,500	521,900
愛媛	372,200	0	372,200
高知	129,600	28,000	157,600
福岡	1,280,100	400	1,280,500
佐賀	213,300	15,800	229,100
長崎	371,100	0	371,100
熊本	461,200	0	461,200
大分	280,800	6,500	287,300
宮崎	280,900	0	280,900
鹿児島	1,176,000	0	1,176,000
沖縄	168,200	12,900	181,100
合計	31,386,700	1,658,800	33,045,500

「厚生年金の被保険者名簿等」のサンプル調査の実施方法について

1 調査目的

各社会保険事務所が保管する厚生年金保険の被保険者名簿及び原票の記録（マイクロフィルム）（以下「名簿・原票」という。）とコンピュータの記録との突合せ作業の優先順位や効率的な実施方法の検討のための基礎資料を得ることを目的として、サンプル調査を行う。

2 実施方法

各社会保険事務所において抽出する名簿・原票のマイクロフィルムの写し及びそれに対応するコンピュータ記録を社会保険業務センターに送付し、社会保険業務センターにおいて当該記録について突合せを行う。

(1) サンプル数

名簿・原票を保有しているすべての社会保険事務所について、概ね保管数に応じて合計2万件のサンプルを抽出する。

(参考1参照)

(2) 抽出方法

生年月日順索引簿から等間隔に抽出する方法により抽出を行う。(参考2参照)

(3) 調査内容

氏名、生年月日、性別、標準報酬月額等の記録について、目視により突合せを行う。

3 スケジュール

- ・ 1月中～下旬 社会保険事務所においてサンプルを抽出
- ・ 2～3月 社会保険業務センターにおいて突合せを実施

※ 平成20年度に結果の集計及び分析を行う。

社会保険事務所における被保険者台帳等の抽出数について(社会保険事務所別)

事務所				事務所				事務所				事務所				事務所							
名簿		原票		名簿		原票		名簿		原票		名簿		原票		名簿		原票					
北海道	札幌東	12	49	埼玉	浦和	45	26	富山	富山	28	39	京都	上京	55	—	山口	山口	41	12	徳島	山口	41	12
	札幌西	22	58		大宮	17	46		高岡	23	44		中京	61	—		下関	28	33		徳島北	19	41
	札幌北	8	59		熊谷	23	39		魚津	20	32		下京	65	—		徳山	21	36		徳島南	14	41
	函館	28	38		川越	2	59		砺波	—	48		京都南	58	—		宇部	33	28		阿波半田	12	35
	旭川	28	40		所沢	—	52		金沢南	—	—		京都西	55	—		岩国	29	25		萩	6	43
	釧路	24	39		春日部	11	46		金沢北	20	49		舞鶴	51	—		萩	6	43		徳島南	14	41
	室蘭	37	20		秩父	26	23		小松	17	36		天満	86	—		徳島	徳島北	19		41		
	苫小牧	17	37		越谷	—	—		七尾	14	36		福島	73	—		徳島	阿波半田	12		35		
	岩見沢	26	42		千葉	17	52		福井	福井	21		42	大手前	90		—	徳島	高松東		—	—	
	小樽	33	28		船橋	15	47		武生	18	34		堀江	66	—		徳島	高松西	51		119		
	北見	19	40		松戸	8	51		敦賀	14	34		市岡	72	—		徳島	善通寺	—		—		
	帯広	13	41		木更津	7	48		甲府	16	41		天王寺	77	—		徳島	松山東	—		—		
	稚内	14	36		佐原	13	38		大月	18	30		平野	53	—		徳島	松山西	24		41		
	砂川	25	33		幕張	49	—		竜王	—	—		難波	80	—		徳島	今治	37		25		
	留萌	21	27		千代田	—	—		長野南	25	41		玉出	66	—		徳島	宇和島	22		31		
新さっぽろ	—	—	中央	—	—	長野北	—	—	淀川	79	—	徳島	新居浜	—	53								
青森	青森	11	50	港	—	—	岡谷	31	28	今里	65	—	徳島	高知東	21	46							
	むつ	16	31	新宿	—	—	伊那	18	33	城東	71	—	徳島	高知西	—	—							
	八戸	15	39	杉並	—	—	飯田	20	31	貝塚	63	—	徳島	南国	21	27							
	弘前	11	43	中野	—	—	松本	25	38	堺東	74	—	徳島	幡多	12	34							
岩手	盛岡	13	45	上野	—	—	小諸	19	38	堺西	62	—	徳島	東福岡	100	—							
	花巻	16	36	文京	—	—	岐阜南	32	41	東大阪	61	—	徳島	博多	107	—							
	二戸	9	39	墨田	—	—	岐阜北	3	45	八尾	52	—	徳島	西福岡	86	—							
	一関	15	38	江東	—	—	多治見	19	38	吹田	60	—	徳島	南福岡	82	—							
宮城	宮古	19	32	江戸川	—	—	大垣	17	42	豊中	54	—	徳島	久留米	62	—							
	仙台南	12	66	品川	—	—	美濃加茂	18	33	守口	72	—	徳島	小倉南	69	—							
	仙台北	46	—	大田	—	—	高山	13	39	枚方	54	—	徳島	小倉北	75	—							
	石巻	13	39	渋谷	—	—	静岡	22	46	三宮	44	47	徳島	直方	65	—							
秋田	古川	12	41	目黒	—	—	清水	25	34	須磨	47	24	徳島	八幡	83	—							
	仙台東	—	—	世田谷	—	—	浜松東	14	59	東灘	—	53	徳島	大牟田	56	—							
	大河原	—	—	池袋	—	—	浜松西	33	29	兵庫	兵庫	—	55	徳島	中福岡	86	—						
	秋田	15	46	北社	—	—	沼津	20	51	姫路	30	50	徳島	佐賀	19	39							
山形	鷹巣	20	36	板橋	—	—	三島	25	47	尼崎	38	48	徳島	唐津	25	27							
	大曲	13	37	練馬	—	—	島田	27	27	明石	17	40	徳島	武雄	20	30							
	本荘	—	—	足立	—	—	富士	20	39	西宮	5	53	徳島	長崎南	—	52							
	山形	21	40	荒川	—	—	掛川	10	39	豊岡	15	36	徳島	長崎北	41	21							
福島	新庄	25	23	葛飾	—	—	大曾根	34	24	加古川	16	42	徳島	佐世保	50	23							
	鶴岡	18	36	立川	—	—	中村	31	39	奈良	奈良	21	36	徳島	諫早	2	51						
	米沢	26	25	八王子	—	—	鶴舞	27	55	大和高田	25	27	徳島	熊本東	26	44							
	寒河江	20	29	武蔵野	—	—	熱田	29	47	桜井	20	30	徳島	熊本西	26	45							
茨城	東北福島	20	40	府中	—	—	笠寺	18	48	和歌山	和歌山東	23	39	徳島	八代	24	28						
	平	25	35	青梅	—	—	昭和	15	38	和歌山	和歌山西	15	42	徳島	本渡	18	30						
	相馬	15	32	鶴見	39	41	名古屋西	23	39	田辺	17	34	徳島	玉名	8	39							
	郡山	20	59	港北	24	38	名古屋北	19	41	鳥取	鳥取	23	33	徳島	大分	13	47						
栃木	会津若松	16	37	横浜中	35	42	豊橋	30	36	鳥取	倉吉	—	47	徳島	日田	11	36						
	白河	—	—	横浜西	15	47	岡崎	29	29	島根	米子	23	32	徳島	別府	22	29						
	水戸南	17	41	横浜南	30	30	一宮	32	41	島根	松江	22	38	徳島	佐伯	16	33						
	水戸北	16	35	川崎	41	41	瀬戸	29	22	島根	出雲	19	32	徳島	宮崎	15	43						
群馬	土浦	13	42	高津	24	35	半田	27	35	岡山	浜田	22	31	徳島	高鍋	—	48						
	下館	16	37	平塚	19	48	刈谷	24	45	岡山	岡山東	—	63	徳島	延岡	19	35						
	日立	24	44	厚木	—	—	豊田	9	46	岡山	岡山西	25	46	徳島	都城	20	29						
	宇都宮西	10	83	相模原	16	49	豊川	10	40	岡山	倉敷東	31	39	徳島	鹿児島南	18	55						
群馬	大田原	17	33	小田原	11	50	津	22	40	岡山	倉敷西	—	48	徳島	鹿児島北	12	36						
	栃木	22	41	横須賀	18	51	四日市	24	35	岡山	津山	22	31	徳島	川内	14	36						
	今市	18	31	藤沢	—	—	松阪	19	32	岡山	高梁	14	33	徳島	鹿屋	13	36						
	宇都宮東	—	—	新潟東	27	44	尾鷲	18	29	岡山	広島東	34	53	徳島	奄美大島	10	36						
群馬	前橋	44	31	新潟西	29	39	伊勢	19	34	岡山	広島西	12	50	徳島	加治木	—	—						
	桐生	16	45	長岡	17	41	大津	36	26	岡山	福山	30	41	徳島	那覇	—	53						
	高崎	14	45	上越	25	32	彦根	25	33	岡山	呉	26	38	徳島	コザ	—	47						
	渋川	—	48	柏崎	22	27	草津	—	55	岡山	三原	13	42	徳島	名護	—	45						
群馬	太田	—	—	三条	21	37	三原	—	—	岡山	三次	8	40	徳島	平良	—	45						
				新発田	10	41	備後府中	—	—	岡山	広島南	—	—	徳島	石垣	—	45						
				六日町	39	15				岡山	備後府中	—	—	徳島	浦添	—	46						
										岡山				徳島	合計	11,091	8,909						

厚生年金被保険者名簿等のサンプルの具体的抽出方法

(抽出事例) 被保険者名簿の生年月日順索引簿 150冊から35件を抽出する。

1. 索引簿の冊の選定

- ① 生年月日順索引簿の冊数を35で割り、小数点第3位以下を切り捨てる。

索引簿の冊数 \div 35 = $150\div 35 = 4.2857\dots \rightarrow 4.28$ (小数点第3位以下を切り捨て)

- ② ①の結果の1倍～35倍に該当する生年月日順索引簿を選定(小数点以下を四捨五入)

$4.28\times 1=4.28 \Rightarrow 4$ 冊目 $4.28\times 6=25.68 \Rightarrow 26$ 冊目 $4.28\times 11=47.08 \Rightarrow 47$ 冊目
 $4.28\times 2=8.56 \Rightarrow 9$ 冊目 $4.28\times 7=29.96 \Rightarrow 30$ 冊目 $4.28\times 12=51.36 \Rightarrow 51$ 冊目
 $4.28\times 3=12.84 \Rightarrow 13$ 冊目 $4.28\times 8=34.24 \Rightarrow 34$ 冊目 $4.28\times 13=55.64 \Rightarrow 56$ 冊目
 $4.28\times 4=17.12 \Rightarrow 17$ 冊目 $4.28\times 9=38.52 \Rightarrow 39$ 冊目 : :
 $4.28\times 5=21.40 \Rightarrow 21$ 冊目 $4.28\times 10=42.80 \Rightarrow 43$ 冊目 $4.28\times 35=149.80 \Rightarrow 150$ 冊目
 $\rightarrow 4, 9, 13, 17, 21, 26, 30, 34, 39, 43, 47, 51, 56, \dots, 150$ 冊目から各1件を抽出

2. マイクロフィルムのサンプルの抽出

- ① 上記1で選定された冊のページ数を2で割り、小数点以下を切り上げる。

- ② ①の結果に該当するページの最下段の各1件を抽出する。

上記1で選定された冊のページ数が仮に、4冊目が201ページ、9冊目が200ページの場合は

4冊目からは、 $201(\text{ページ})\div 2=100.5 \rightarrow 101$ (小数点以下を切り上げ)

9冊目からは、 $200(\text{ページ})\div 2=100 \rightarrow 100$ (")

となるので、4冊目101ページの最下段の1件、9冊目100ページの最下段の1件を抽出。以下同様に、13冊目、17冊目、21冊目、…、150冊目のページ数を確認し、上記のように選定する。